

石狩市での新婚生活を 支援します！

新規に婚姻した世帯が石狩市で安心した生活をスタートできるように、
婚姻に伴う住居費や引越し費用の一部を助成しています。

助成金額
最大
60万円



対象となる 世帯

対象となる世帯は、次の条件を全て満たす世帯です。

- ①令和7年1月1日から令和8年3月2日までに婚姻届を提出し、本市に住民票がある世帯
- ②夫婦ともに婚姻日において39歳以下であること
- ③夫婦の令和6年分の所得の合計額が500万円未満の世帯

※ 令和6年分の所得とは、令和6年1月1日から同年12月31日までの1年間の所得です。

※ 収入ではなく「所得」ですのでご注意ください。（例：給与収入6,700,000円の場合、給与所得4,930,000円）

※ 申請時点において貸与型奨学金を返済している場合は、令和6年中の返済額を所得から控除できます。

※ 申請者及び世帯員が、他の公的制度による家賃補助を受けている場合や、過去に結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づく補助を受けている場合は、申請することができません。

対象となる 費用

対象となる費用は、婚姻日の1年前の日から令和8年3月2日までの期間中の転居（転居）にかかる費用のうち、令和7年4月1日から令和8年3月2日までの間に支払った費用です。

- 新規の住宅取得費用（建物）
- 新規の住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 結婚に伴う引越し費用（引越し業者・運送業者等に支払った費用）
- 新規の住宅リフォーム費用（結婚に伴う引越しを機にリフォームし、市内事業者に支払った費用）



令和7年4月1日から令和8年3月2日までの間に支払った費用（領収書等で確認できるもの）が対象になります。これから支払う予定の費用は対象なりません。

助成 上限額

夫婦ともに婚姻日において
29歳以下の世帯

上限60万円

夫婦の一方または双方が
婚姻日において
30歳以上の世帯

住宅取得費用を
申請する

上限60万円

その他の費用を
申請する

上限30万円

お問い合わせ先

石狩市役所企画課（市役所3階）

☎ 0133-72-3161

（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時45分から
午後5時15分まで）

【申請受付期間】

令和7年4月1日（火）から

令和8年3月2日（月）まで

※先着順のため、本市の予算額に達した時点で受付終了となります。
受付が終了した場合は、ホームページにてお知らせいたします。

